

○浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例

平成23年3月29日

条例第7号

改正 平成29年10月4日条例第21号

令和3年12月21日条例第36号

(設置)

第1条 市の養蚕絹織物事業の振興を図るため、養蚕絹織物施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 養蚕絹織物施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク
- (2) 位置 浦添市伊奈武瀬一丁目7番2号

(施設)

第3条 浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク（以下「サン・シルク」という。）は、次に掲げる施設（附属設備及び備品を含む。）をもって構成する。

- (1) 養蚕施設
  - ア 事務室
  - イ 体験コーナー
  - ウ 養蚕室
  - エ 加工室
  - オ 加工品倉庫
  - カ 製糸場
  - キ 糸保管室
  - ク 挫桑室<sup>ざそう</sup>
  - ケ 貯桑室
  - コ 桑果実保管場
  - サ 作業場
- (2) 絹織物施設
  - ア 織り場
  - イ 染め場
- (3) その他施設
  - ア 展示販売室
  - イ 駐車場
  - ウ その他便益施設

(平29条例21・令3条例36・一部改正)

(指定管理者によるサン・シルクの管理)

第4条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）にサン・シルクの管理を行わせることができる。

(開館時間)

第5条 サン・シルクの開館時間は、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 サン・シルクの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可)

第7条 第3条第1号及び第2号の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平29条例21・一部改正)

(使用の許可申請)

第8条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ市長に申請しなければならない。これに変更があるときも、同様とする。

- (1) 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号
- (2) 法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名及び住所
- (3) 使用する施設の種別
- (4) 施設を使用する期間
- (5) その他市長が必要があると認める事項

2 前項の書面には、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする者は、市長が必要があると認めるときは、簡易な方法により申請することができる。

(平29条例21・一部改正)

(許可の基準)

第9条 市長は、第7条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可

してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) サン・シルクを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) サン・シルクを管理運営する上で支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不相当であると認められるとき。

(平29条例21・令3条例36・一部改正)

(許可の決定等)

第10条 市長は、第7条の許可の申請があつたときは、同条の許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し、書面により通知する。ただし、第8条第3項の規定による申請については、書面による通知を省くことができる。

(平29条例21・一部改正)

(許可の条件)

第11条 市長は、管理運営する上で必要があると認めるときは、第7条の許可に条件を付することができる。

(平29条例21・一部改正)

(使用期間等)

第12条 第7条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が施設を使用する期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 別表第4に掲げる備品をサン・シルク外に持ち出して使用するときは、使用期間を月単位とした上で、使用許可を受けた日から12か月以内とする。
- 3 施設を使用するための準備及び原状回復に要する期間又は時間は、使用する期間又は時間に含むものとする。

(平29条例21・一部改正)

(使用料金)

第13条 使用者は、別表第2、別表第3又は別表第4に掲げる使用料金を納付しなければならない。

- 2 使用者は、使用料金を前納しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 使用料金の算定に当たって、その使用が1時間に満たないときは、1時間とみな

す。

- 4 月の途中に備品の使用を開始し、又は終了するときの当該月分の使用料金は、日額により計算した額とする。
- 5 市民（市内に居住する者及び市内に事務所を有する団体をいう。）以外の者が使用するときの使用料金は、別表第2、別表第3又は別表第4に掲げる市民以外の額を適用する。

（平29条例21・一部改正）

（使用料金の減免）

第14条 市長は、次の各号に掲げる理由に該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料金を減免することができる。

- (1) 国、県又は市が主催するとき 免除又は9割以下の減額
  - (2) 養蚕絹織物事業振興に資するための行事に又は団体が使用するとき 免除又は9割以下の減額
  - (3) その他市長が必要があると認めるとき 免除又は9割以下の減額
- 2 前項の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。
    - (1) 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号
    - (2) 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所
    - (3) 減免を受けようとする理由
    - (4) その他市長が必要があると認める事項
  - 3 前項の書面には、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

（平29条例21・一部改正）

（使用料金の返還）

第15条 既に納入された使用料金は、返還しない。ただし、サン・シルクを使用しないことについて、使用者の責めに帰さない理由により、サン・シルクを使用することができなくなったときは、当該使用料金の全部又は一部を返還することができる。

- 2 前項ただし書の規定による返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号
  - (2) 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所
  - (3) 返還を受けようとする理由
  - (4) その他市長が必要があると認める事項
- 3 前項の書面には、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(平29条例21・一部改正)

(共同使用)

第16条 使用者は、市又は指定管理者が養蚕絹織物に係る事業をサン・シルクで実施するときは、サン・シルクを市又は指定管理者と共同で使用するものとする。

(平29条例21・全改)

(使用の許可の取消し等)

第17条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 使用目的以外の使用又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第7条の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
- (6) 公益上必要があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、管理運営する上で支障を及ぼすおそれがあると市長が判断したとき。

2 前項の規定によりその使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。

(平29条例21・一部改正)

(入館の制限等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) サン・シルクを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) その他サン・シルクを管理運営する上で必要な指示に従わない者

(平29条例21・一部改正)

(特別の設備設置の禁止)

第19条 使用者は、サン・シルクを使用する場合において、これに特別の設備を設置してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第20条 使用者は、許可を受けた目的以外にサン・シルクを使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平29条例21・一部改正)

(使用者の原状回復の義務)

第21条 使用者は、サン・シルクの使用が終了したとき、又は第17条の規定により、使用を制限され、若しくは使用の停止を命ぜられ、又は使用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかにサン・シルクを原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第22条 サン・シルクを汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長が必要があると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(指定管理者が行う業務)

第23条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 養蚕絹織物事業に関する市民見学及び体験に関する業務
- (2) サン・シルクの維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の收受及び返還に関する業務
- (4) サン・シルクの利用の許可等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、サン・シルクの管理運営に関する業務で市長が別に定めるもの

2 第4条の規定により、指定管理者にサン・シルクの管理を行わせる場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条から第15条まで、第17条から第19条まで及び第21条	市長	指定管理者
第5条及び第6条第1項ただし書	ときは	ときは市長の承認を得て
第7条（見出しを含む。）、第8条（見出しを含む。）、第9条、第12条から第16条まで、第17条（見出しを含む。）、第19条から第21条まで	使用	利用

及び別表第2		
第12条（見出しを含む。）及び別表第1	使用期間	利用期間
第12条及び別表第1	使用許可	利用許可
第12条、第13条、第15条から第17条まで、第19条、第20条及び第21条（見出しを含む。）	使用者	利用者
第13条（見出しを含む。）、第14条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）	使用料金	利用料金
第13条	納付しなければならない	支払わなければならない
第16条見出し	共同使用	共同利用
第17条	使用目的	利用目的

（平29条例21・一部改正）

（利用料金の取扱い）

第24条 第4条の規定によりサン・シルクの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金は、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（平29条例21・追加、令3条例36・一部改正）

（指定管理者の指定の申請）

第25条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) その他市長が必要があると認める事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

（平29条例21・旧第24条繰下・一部改正）

（指定管理者の選定等）

第26条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、サン・シルクの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(平29条例21・旧第25条繰下・一部改正)

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第27条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 第23条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることのできた個人情報の内容を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平29条例21・旧第26条繰下・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第28条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) サン・シルクの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) サン・シルクの維持管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるサン・シルクの管理の実態を把握するために必要な事項

(平29条例21・旧第27条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の取消し等)

第29条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(平29条例21・旧第28条繰下、令3条例36・一部改正)

(指定管理者の原状回復の義務)

第30条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったサン・シルクを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平29条例21・旧第29条繰下)

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第31条 市長は、第26条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第29条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(平29条例21・旧第30条繰下・一部改正)

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平29条例21・旧第31条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年10月4日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和3年12月21日条例第36号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条第3号、第29条第1項の改正規定及び別表第1の改正規定中「翌日」を「翌月」に改める部分の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

(平29条例21・全改、令3条例36・一部改正)

区分		使用期間
養蚕施設	体験コーナー、製糸場	1日につき8時間までとし、引き続き6日以内
	1階事務室、養蚕室、加工室、加工品倉庫、糸保管室、 <sup>ぎそう</sup> 挫桑室、貯桑室、桑果実保管場	使用期間を月単位として、使用許可を受けた日の属する月の翌月初日から起算して3年以内
	作業場	使用許可を受けた日の翌日から起算して1月以内
絹織物施設	織り場、染め場	1日につき8時間までとし、引き続き6日以内

別表第2（第13条関係）

（平29条例21・追加、令3条例36・一部改正）

区分			市民	市民以外
養蚕施設	体験コーナー	1時間につき	70円	90円
	製糸場		180円	230円
	1階事務室	1月につき	19,900円	25,800円
	養蚕室		88,500円	115,000円
	加工室		25,700円	33,400円
	加工品倉庫		13,400円	17,400円
	糸保管室		4,300円	5,500円
	<sup>ぎそう</sup> 挫桑室		5,700円	7,400円
	貯桑室		11,500円	14,900円
	桑果実保管場		27,900円	36,200円
	作業場		1日につき	620円
絹織物施設	織り場	1時間につき	120円	160円
	染め場		130円	170円

備考

冷房設備を使用した場合は、各施設（織り場を除く。）1時間につき100円を加算する。

別表第3（第13条関係）

（平29条例21・追加、令3条例36・一部改正）

附属設備	1時間につき
------	--------

	市民	市民以外
たていと 経糸巻取り機	20円	30円
染色・水洗場	50円	70円
せいけい 整経（ドラム式）	10円	20円
おりき 織機（小）	10円	20円
織機（中）	10円	20円
かせあげき すい 電動繰揚機（4錐）	10円	20円
たじょうそうしき 多条繰糸器（20錐）	10円	20円
貯桑用冷蔵庫	10円	20円
冷凍庫	10円	20円
遠赤外線火入れ機	10円	20円

別表第4（第12条、第13条関係）

（平29条例21・追加、令3条例36・一部改正）

備品	1日につき		1月につき	
	市民	市民以外	市民	市民以外
織機（小）	20円	30円	600円	780円
織機（中）	30円	40円	900円	1,170円
ぎぐるま 座車（ベルト式）	10円	20円	300円	390円
ごこうだい 御光台	10円	20円	300円	390円
かねおさ 金箎	10円	20円	300円	390円
くだ 管巻機（電動式）	10円	20円	300円	390円
織小道具一式（木杵5、杼2、 こくだ おきどお 小管10、箎通し1）	10円	20円	300円	390円
桑ソフトクリームサーバー	160円	210円	4,800円	6,240円
ティーパック包装用機	140円	180円	4,200円	5,460円
業務用ミキサー	50円	70円	1,500円	1,950円
金属探知機	40円	50円	1,200円	1,560円